

第2章 諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画の現状とクオータ制

1. 政策・方針決定過程への女性の参画とクオータ制

第1章では、我が国及び本県における政策・方針決定過程への女性の参画の現状を概観し、我が国では特に「女性議員割合」「管理職割合」が諸外国との比較において相対的に低いことを指摘した¹。

「女性議員割合」については、IPUの公表データによれば、世界（日本を含む）の国会における女性議員の割合²は、全体で22.9%（2015年11月）である。5年ごとに遡ると、19.4%（2010年11月）、16.3%（2005年11月）と³、5年ごとに約3ポイントずつ着実に増加している。一方で我が国の女性議員割合は、9.5%（2015年11月）、11.3%（2010年11月）、9.0%（2005年11月）と⁴増減している。なぜ諸外国では女性議員が着実に増えているのだろうか。

これについて、平成23年版男女共同参画白書では、「諸外国における女性議員の増加の要因には、各国の社会的状況の変化のほか、女性の政治参加の拡大に向けたポジティブ・アクションの導入があると言える。」とし、政治分野におけるポジティブ・アクションの手法の一つである、「クオータ制」を紹介している。⁵

ことば：クオータ制

「クオータ」とは、英語の「quota」をカタカナにした言葉で、直接の意味は「割り当て」である。ここから、男女共同参画におけるクオータ制とは、「性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法」をいう*。女性の参画を促進するための積極的な措置であるポジティブ・アクションの一つである。（*平成23年版男女共同参画白書 p.4より）

「クオータ・プロジェクト」は、「クオータ制とは？」を次のように定義している。（和訳：かなテラス）

（<http://www.quotaproject.org/faq.cfm>）：政治におけるクオータ制とは、「女性」などの特定のグループを代表する者の、割合や数を定めることで、20%や30%、40%といった形で最低割合を設けることがもっとも多い。クオータ制は、政治において歴史的に排除された、または代表者数の少ないグループの代表者を増やすための手段として用いられる。クオータ制は、女性をターゲットとする場合もあれば、「一方の性が60%を超えない」など、ジェンダーに中立な規定になることもある。

ことば：クオータ・プロジェクト（<http://www.quotaproject.org/index.cfm>）

クオータ制について各国の情報を収集するプロジェクトで、ホームページで情報を公開している。IPU、民主主義・選挙支援国際研究所（The International Institute for Democracy and Electoral Assistance, IDEA）、スウェーデンのストックホルム大学が共同で運営している。

¹ 本報告書第1章1（6）国際比較

² 女性議員割合は、IPUのランキングや世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数において、二院制議会の場合には下院での比率に基づいている。本稿でも、特に注釈のない限り、女性議員比率、女性議員割合という時には、二院制議会を採る国については下院のそれを指す。

³ IPU（<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/world011115.htm>, <http://www.ipu.org/wmn-e/arc/world301110.htm>, <http://www.ipu.org/wmn-e/arc/world301105.htm>）, 世界の国会の女性議員数÷世界の国会の議員数

⁴ IPU（<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif011115.htm>, <http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif301110.htm>, <http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif301105.htm>）

⁵ 内閣府男女共同参画局(2011)『平成23年版男女共同参画白書』pp.5-18, 「世界のポジティブ・アクション」

クオータ制の諸外国での広がりを概観すると、雑賀⁶によれば、まずクオータ制の萌芽として、1950年代にパキスタン等において立法による議席リザーブ型が導入されていたものの、世界的な広がりは見られなかった。現在のクオータ制の広がりのきっかけは、1970年代に、スウェーデン、ノルウェー、デンマークなどの北欧の左派政党が自発的にクオータ制を採用したことにある。1980年代には政党による自発的な採用が周辺のヨーロッパ諸国や、カナダやブラジル等のアメリカ大陸に広がり、1990年代に入るとさらに採用地域が広がり、ヨーロッパ地域やラテンアメリカ地域に加え、アフリカ地域やアジア地域においても政党による自主的クオータ制や立法によるクオータが採用され、急激な増加となった。2000年以降には、東欧やアフリカ地域を中心に新たにクオータ制が採用され、採用国は100か国を超えた。

◆クオータ制に関する世界の動き

1970年代
 北欧諸国の左派政党を中心に自発的なクオータ制が広がる
 1975年
 国際婦人年、メキシコシティで初の世界女性会議
 1979年
 女子差別撤廃条約採択
 1980年代
 欧州で政党による自発的なクオータ制が広がる
 1990年
 ナイロビ将来戦略勧告採択
 1995年
 北京宣言、行動綱領採択
 1990年代～2000年以降
 政治分野でのクオータ制が世界に広がり、採用国が100を超える。近年は経済分野でのクオータ制の制度化も見られる。

これらの背景には、各国での女性運動があったが、「クオータを要求する女性運動がその主張の根拠としたのが、女性の政治的地位の向上を要請する国連の決議や勧告であった」（三浦・衛藤 2014, p. 31）。国連は1975年を国際婦人年とし、1979年に「女子差別撤廃条約」を採択、その第4条により、男女の事実上の平等達成のために暫定的な特別措置をとることは、差別と解してはならない（逆差別には当たらない）と規定した。世界女性会議は続いて1980年（コペンハーゲン）、1985年（ナイロビ）、1995年（北京）にて開かれ、「そこでの重要議題のひとつは女性の政治代表の向上であった」（三浦・衛藤 2014, p. 31）。また各国の目標の進捗状況が国連女性の地位委員会によって監視された。こうした国連を中心とした動きが女性運動を下支えした。⁷

こうして政治分野のクオータ制は世界に広がり、実施されている。また近年には、民間企業の取締役等への女性の登用のためのクオータ制⁸、男性の育児参加を支援するパパ・クオータ制⁹などの取組もヨーロッパ地域などで出てきている。このように、クオータ制は、議会や企業の取締役などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進するための具体的な手段として諸外国で取り入れられ、運用されている。

⁶ 雑賀(2015)「ポスト紛争国におけるジェンダー・クオータの分析視座」、『人間文化創成科学論叢』, 第17巻, p. 258

⁷ 三浦・衛藤(2014)「なぜクオータが必要なのか—比較研究の知見から」, 三浦・衛藤編著『ジェンダー・クオーター—世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, p. 31

⁸ 内閣府男女共同参画局(2011)『平成23年版男女共同参画白書』pp. 15-17, 「経済分野におけるポジティブ・アクション」によれば、イスラエル、ノルウェー、スペイン、オランダ、アイスランド、フランスで、法律により取締役会のクオータ制を導入している。

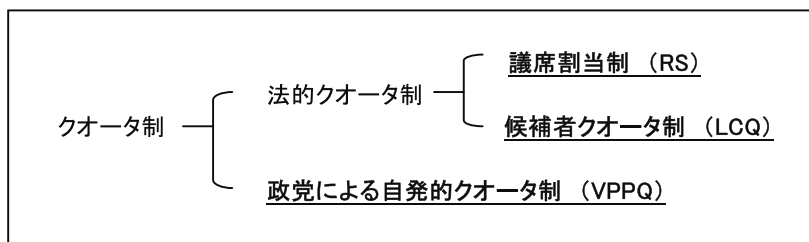
⁹ 内閣府男女共同参画局(2007)『平成19年版男女共同参画白書』pp. 31-32, 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための取組」によれば、ノルウェー、スウェーデンでパパ・クオータ制が導入されている。

2. 政治分野におけるクオータ制

クオータ制は、政治分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために政治分野で始まり、世界に広がった。ここでは、政治分野におけるクオータ制の類型と諸外国での導入状況、その効果について見ていく。

(1) 分類

クオータ・プロジェクトでは、政治分野におけるクオータ制の種類を、次の3つに分類している¹⁰。



・ 議席割当制 (Reserved Seats) <法的クオータ制>

議席のうち一定数を女性に割り当てることを、憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

導入国数：23 か国。中東、南アジアやアフリカ地域での導入事例が多い。

導入国の例：中国、アフガニスタン、パキスタン、イラク、ヨルダン、サウジアラビア、ケニア等（図 2 - 3）

・ 候補者クオータ制 (Legislated Candidate Quotas) <法的クオータ制>

議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを、憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

比例代表選挙では、候補者名簿に男女を交互に並べることにより当選者の男女比を同数に近づける方式（ジッパー方式）、選挙区選挙では、規定の女性候補者割合を達成した政党に対する政党助成金の上乗せ（又は達成できない政党に対する減額）などのインセンティブ方式がしばしば取られる。

導入国数：53 か国。全地域に見られるが、特にアメリカ大陸で割合が高い。

導入国の例：フランス、スペイン、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、韓国、インドネシア、ルワンダ等（図 2 - 3）

¹⁰ <http://www.quotaproject.org/aboutQuotas.cfm>, “What are Quotas?”, 和訳は内閣府男女共同参画局(2011)『平成 23 年版男女共同参画白書』 pp. 5-6 より

・政党による自発的クオータ制 (Voluntary Political Party Quotas)

政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの。比例代表選挙でのジッパー方式の採用など、運用においては候補者クオータ制に似ている部分があるが、法によらず、政党が自発性にクオータ制を導入している。導入国数：35 개국。全地域に見られるが、特に欧州で割合が高い。導入国の例：ノルウェー、スウェーデン、ドイツ、イタリア、トルコ、カナダ、フィリピン、南アフリカ等 (図 2-3)

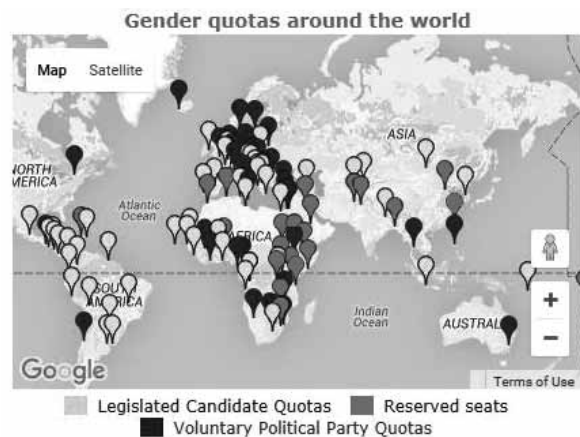
なお、各国での導入にあたっては、法的クオータ制と自発的クオータ制を双方とも採用している国もあるが、各国の導入状況について整理する際には、クオータ・プロジェクト及び男女共同参画白書に倣い、法的クオータ制を採用している場合にはそれにより代表させることとし、「議席割当制を導入する国 (Reserved Seats, RS)」・「候補者クオータ制を導入する国 (Legislated Candidate Quotas, LCQ)」・「政党による自発的クオータ制のみを導入する国 (Voluntary Political Party Quotas, VPPQ)」の3類型によることとし、以下それぞれ、RS、LCQ、VPPQ と略して記載することとする。

(2) 諸外国における導入状況

クオータ・プロジェクト (2015 年 12 月 5 日アクセス) によれば、国連加盟 193 か国中 112 か国が何らかのクオータ制を国政レベルにおいて導入している¹¹。このほか、国政レベルでの導入はないが、地方レベルで導入している国が 4 개국 (インド¹²、シエラレオネ¹³など) あるほ

か、デンマーク¹⁴のように、過去には国政レベルで導入していたが、女性議員割合が高まりその役目を終えたとして¹⁵、現在は廃止している国もある。

地域別¹⁶に見ると、アフリカでは 54 개국中 38 개국と半数以上の国がクオータ制を導入しており、特に東アフリカ・北アフリカでは全ての国が導入している。種類は



◆参考：クオータ・プロジェクトによる採用国マップ

¹¹ クオータ・プロジェクト, "Country overview", <http://www.quotaproject.org/country.cfm>, より、国連加盟 193 か国のデータを抽出。国政レベルとは、国会 (一院制又は下院) での導入を指す。

¹² クオータ・プロジェクト, "Country overview-India", <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?CountryCode=IN>

¹³ クオータ・プロジェクト, "Country overview-Sierra Leone", <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?CountryCode=SL>

¹⁴ クオータ・プロジェクト, "Country overview-Denmark", <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?CountryCode=DK>

¹⁵ 世界経済フォーラム(2011)『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2011』p. 22, http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2011.pdf

¹⁶ IPU による分類, "About PARLINE: Geographic groupings", <http://www.ipu.org/parline-e/about-geo.htm>

RSが多い。アメリカ大陸では35か国中20か国で導入され、北・中・南米の多くの国が導入している。種類はLCQが多い。アジアでは、中東などを含む41か国中16か国と、まだ半数に達していないものの、ヨルダンなどの中東イスラム諸国でも導入している。欧州では48か国中34か国と、西・中・北欧の多くの国で導入している。種類としては他と比べてVPPQが多い。大洋州では15か国中4か国が導入している。

(図2-3)

OECD加盟34か国で見ると、34か国中、8割を超える28か国がクォータ制を国政で導入しており、女性議員割合(2015年11月)の平均値は28.5%と、全体の平均(20.6%)を約8ポイント上回っている。クォータ制の種類は、18か国がVPPQを、10か国がLCQを採用している。OECD諸国における女性議員割合の最上位はスウェーデンの43.6%、最下位は日本の9.5%である。(図2-1)

◆図2-1【OECD34か国の女性議員割合(下院・1院)と国政のクォータ制種類】

(IPU及びクォータ・プロジェクトのデータより、かなテラス作成)

2015年11月1日

国名	女性割合%	クォータ制種類	国名	女性割合%	クォータ制種類	国名	女性割合%	クォータ制種類
スウェーデン	43.6	VPPQ	ニュージーランド	31.4	-	チェコ	20.0	VPPQ
メキシコ	42.4	LCQ	ポルトガル	31.3	LCQ	ギリシャ	19.7	LCQ
フィンランド	41.5	-	イタリア	31.0	VPPQ	米国	19.4	-
アイスランド	41.3	VPPQ	オーストリア	30.6	VPPQ	スロバキア	18.7	VPPQ
スペイン	41.1	LCQ	英国	29.4	VPPQ	トルコ	17.8	VPPQ
ノルウェー	39.6	VPPQ	ルクセンブルク	28.3	VPPQ	アイルランド	16.3	LCQ
ベルギー	39.3	LCQ	ポーランド	27.4	LCQ	韓国	16.3	LCQ
デンマーク	37.4	-	オーストラリア	26.7	VPPQ	チリ	15.8	VPPQ
オランダ	37.3	VPPQ	フランス	26.2	LCQ	ハンガリー	10.1	VPPQ
スロベニア	36.7	LCQ	カナダ	25.8	VPPQ	日本	9.5	-
ドイツ	36.5	VPPQ	イスラエル	25.8	VPPQ	平均	28.5	-
スイス	32.0	VPPQ	エストニア	23.8	-			

日本を含む東アジア5か国及び地理的に比較的近い東南アジア10か国の全15か国を見ると、15か国中6か国が何らかのクォータ制を国政で取り入れている。女性議員の割合の平均値は17.2%と、世界平均と比べるとやや低い。東アジア及び東南アジア15か国における女性議員割合の最上位はフィリピンの27.2%、最下位はタイの6.1%である。(図2-2)

◆図2-2【東アジア及び東南アジア15か国の女性議員割合(下院・1院)と国政のクォータ制種類】

(IPU及びクォータ・プロジェクトのデータより、かなテラス作成)

2015年11月1日

国名	女性割合%	クォータ制種類	国名	女性割合%	クォータ制種類	国名	女性割合%	クォータ制種類
フィリピン	27.2	VPPQ	カンボジア	20.3	-	マレーシア	10.4	-
ラオス	25.0	-	インドネシア	17.1	LCQ	日本	9.5	-
ベトナム	24.3	-	北朝鮮	16.3	-	ミャンマー	6.2	-
シンガポール	23.9	-	韓国	16.3	LCQ	タイ	6.1	VPPQ
中国	23.6	RS	モンゴル	14.5	LCQ	ブルネイ	不明	-
						平均	17.2	-

なお平成 23 年版男女共同参画白書によれば、2011 年 3 月時点では、当時の国連加盟 192 か国中¹⁷、87 国が何らかのクォータ制を国政レベルで導入していた¹⁸。現在は国連加盟 193 か国中 112 国であるから、2011 年 3 月から 2015 年 12 月にかけて、国政においてクォータ制を導入する国が 25 国増えた¹⁹と推定できる。図 2-3 は、国連加盟国 193 国における、クォータ制の導入状況と、議会の女性議員割合等を、2015 年 11 月時点²⁰と 2011 年 3 月時点で比較し、地域別にまとめたものである。

この 2 時点の間に、OECD 諸国ではアイルランドが LCQ を、トルコが VPPQ を導入し、トルコでは女性議員割合が倍増している。また東アジアでは、中国が RS を、モンゴルが LCQ を導入し、モンゴルでは女性議員割合が 3 倍以上増えている。(図 2-3)

(3) クォータ制の効果

政治分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するに当たり、クォータ制は具体的にどの程度効果があるのだろうか。国ごとの結果は、クォータ制の設計や社会的な背景等にも影響を受けていると考えられるが、図 2-3 から導かれる下記のような分析からも、クォータ制は一般的に、議会において女性割合を高めるための、有効な手段になっていると考えられる。

- ・クォータ制を導入している国の女性議員割合の平均は 24.6%²¹で、クォータ制のない国の平均の 15.1%²¹を、10 ポイント近く上回っている。(2015 年 11 月時点の女性議員割合のデータのある国で比較。クォータ制導入国は 109 国、未導入国は 79 国の平均。)
- ・クォータ制を導入している国では、過去約 5 年間で、女性議員割合が平均で 4.3% 上昇している²¹。うち新たにクォータ制を導入したと推定される 25 国では、平均で 5.6% 上昇している²¹。一方で、クォータ制のない国では、平均で 1.5% の上昇に留まっている²¹。(2015 年 11 月時点と 2011 年 3 月時点の女性議員割合のデータのある国で比較。クォータ制導入国は 104 国、未導入国は 76 国の平均。)

こうした数字から、クォータ制には議会における女性議員割合の上昇をもたらす効果があると考えられる。「世界的にクォータ導入が相次いでいるのも、クォータの導入によってしか政治における男女の議席数の不均衡を解決できる見込みがないからである」(三浦・衛藤 2014, p. 34)との指摘もある。²²

¹⁷ その後 2011 年 7 月に、国連総会は、南スーダン共和国を 193 番目の国連加盟国として承認した。

¹⁸ 内閣府男女共同参画局(2011)『平成 23 年版男女共同参画白書』p. 6

¹⁹ 25 国=112 国-87 国(新規導入されたと推定される 25 国は次のとおり。コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、エチオピア、南スーダン、アルジェリア、リビア、レソト、マラウイ、ナミビア、スワジランド、カーボベルデ、ギニア、トーゴ、ハイチ、コロンビア、中国、モンゴル、サウジアラビア、ジョージア、アイルランド、モンテネグロ、トルコ、サモア、ソロモン諸島。クォータ制の種類等については図 2-3 及び資料編参照)

²⁰ 国政におけるクォータ制の有無及び種類は、クォータ・プロジェクト(2015 年 12 月 5 日アクセス)による

²¹ 各数字の根拠となる国名と各女性議員割合の一覧については資料編-資料Ⅲ参照

²² 三浦・衛藤(2014)「なぜクォータが必要なのか—比較研究の知見から」、三浦・衛藤編著、『ジェンダー・クォータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』、明石書店、p. 34

◆図2-3【地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクオータ制導入状況(2015.11、2011.3)、2時点での増減】

地域区分1	O E C D 加盟	2015.11(※1)					2011.3				増減		
		国政におけるクオータ制		IPU順位 (複数国 カウント) ※2	国会議員 (下院/一院 制)の女性 割合	国会議員 (上院)の女 性割合	国政におけるクオータ制		国会議員 (下院/一院 制)の女性 割合	国会議員 (上院)の女 性割合	★新規ク オータ制導 入 ☆種類変更	国会議員 (下院/一 院制)の 女性割合	国会議員 (上院)の 女性割合
		有無	種類				有無	種類					
アフリカ(54か国)		38					24				14		
中央アフリカ(10か国)		6					3				3		
ブルンジ		○	RS	26	36.4%	41.9%	○	RS	32.1%	46.3%		4.3%	-4.4%
カメルーン		○	VPPQ	40	31.1%	20.0%	○	VPPQ	13.9%	—		17.2%	—
中央アフリカ				/	?	?			?	—		?	—
チャド				122	14.9%	—			?	—		?	—
コンゴ共和国		○	LCQ	162	7.4%	19.4%			7.3%	12.9%	★	0.1%	6.5%
コンゴ民主共和国		○	LCQ	157	8.9%	4.6%			8.4%	4.6%	★	0.5%	0.0%
赤道ギニア		○	VPPQ	68	24.0%	13.7%			10.0%	—	★	14.0%	—
ガボン				124	14.2%	18.2%			14.7%	17.6%		-0.5%	0.6%
ルワンダ		○	LCQ	1	63.8%	38.5%	○	RS	56.3%	34.6%	☆	7.5%	3.9%
サントメ・プリンシペ				99	18.2%	—			18.2%	—		0.0%	—
東アフリカ(9か国)		9					7				2		
ジブチ		○	RS	135	12.7%	—	○	RS	13.8%	—		-1.1%	—
エリトリア		○	RS	74	22.0%	—	○	RS	22.0%	—		0.0%	—
エチオピア		○	VPPQ	19	38.8%	32.0%			27.8%	16.3%	★	11.0%	15.7%
ケニア		○	RS	92	19.7%	26.5%	○	RS	9.8%	—		9.9%	—
ソマリア		○	RS	125	13.8%	—	○	RS	6.8%	—		7.0%	—
南スーダン		○	RS	54	26.5%	10.0%					★		
スーダン		○	RS	44	30.5%	35.2%	○	RS	25.6%	10.9%		4.9%	24.3%
ウガンダ		○	RS	28	35.0%	—	○	RS	?	—		?	—
タンザニア		○	RS	27	36.0%	—	○	RS	36.0%	—		0.0%	—
北アフリカ(5か国)		5					3				2		
アルジェリア		○	RS	35	31.6%	6.9%			7.7%	5.1%	★	23.9%	1.8%
エジプト		○	LCQ	/	?	?	○	RS			☆	?	?
リビア		○	LCQ	116	16.0%	—			7.7%	—	★	8.3%	—
モロッコ		○	RS	106	17.0%	11.7%	○	RS	10.5%	2.2%		6.5%	9.5%
チュニジア		○	LCQ	38	31.3%	—	○	VPPQ			☆	?	?
南アフリカ(14か国)		9					5				4		
アンゴラ		○	LCQ	23	36.8%	—	○	LCQ	38.6%	—		-1.8%	—
ボツワナ		○	VPPQ	153	9.5%	—	○	VPPQ	7.9%	—		1.6%	—
コモロ				177	3.0%	—			3.0%	—		0.0%	—
レソト		○	LCQ	65	25.0%	24.2%			24.2%	18.2%	★	0.8%	6.0%
マダガスカル				84	20.5%	—			12.5%	11.1%		8.0%	—
マラウイ		○	VPPQ	108	16.7%	—			20.8%	—	★	-4.1%	—
モーリシャス				144	11.6%	—			18.8%	—		-7.2%	—
モザンビーク		○	VPPQ	15	39.6%	—	○	VPPQ	39.2%	—		0.4%	—
ナミビア		○	VPPQ	11	41.3%	23.1%			24.4%	26.9%	★	16.9%	-3.8%
セーシェル				4	43.8%	—			23.5%	—		20.3%	—
南アフリカ		○	VPPQ	8	42.0%	35.2%	○	VPPQ	44.5%	29.6%		-2.5%	5.6%
スワジランド		○	RS	165	6.2%	33.3%			13.6%	40.0%	★	-7.4%	-6.7%
ザンビア				135	12.7%	—			14.0%	—		-1.3%	—
ジンバブエ		○	RS	36	31.5%	47.5%	○	VPPQ	15.0%	24.2%	☆	16.5%	23.3%
西アフリカ(16か国)		9					6				3		
ベナン				163	7.2%	—			10.8%	—		-3.6%	—
ブルキナファソ		○	LCQ	129	13.3%	—	○	LCQ	15.3%	—		-2.0%	—
カーボヴェルデ		○	LCQ	79	20.8%	—			20.8%	—	★	0.0%	—
コートジボワール		○	VPPQ	156	9.2%	—	○	VPPQ	8.9%	—		0.3%	—
ガンビア				155	9.4%	—			7.5%	—		1.9%	—
ガーナ				148	10.9%	—			8.3%	—		2.6%	—
ギニア		○	LCQ	75	21.9%	—					★	?	?
ギニアビサウ				126	13.7%	—			10.0%	—		3.7%	—
リベリア				147	11.0%	10.0%			12.5%	16.7%		-1.5%	-6.7%
マリ		○	VPPQ	158	8.8%	—	○	VPPQ	10.2%	—		-1.4%	—
モーリタニア		○	LCQ	64	25.2%	14.3%	○	LCQ	22.1%	14.3%		3.1%	0.0%
ニジェール		○	RS	129	13.3%	—	○	RS				?	?
ナイジェリア				170	5.6%	6.5%			7.0%	8.3%		-1.4%	-1.8%
セネガル		○	LCQ	6	42.7%	—	○	LCQ	22.7%	40.0%		20.0%	—
シエラレオネ				139	12.4%	—			13.2%	—		-0.8%	—
トーゴ		○	LCQ	102	17.6%	—			11.1%	—	★	6.5%	—
アメリカ大陸(35か国)		20					18				2		
カリブ諸国(13か国)		2					1				1		
アンティグア・バーブーダ				146	11.1%	41.2%			10.5%	29.4%		0.6%	11.8%
バハマ				132	13.2%	25.0%			12.2%	33.3%		1.0%	-8.3%
バルバドス				108	16.7%	23.8%			10.0%	33.3%		6.7%	-9.5%
キューバ				3	48.9%	—			43.2%	—		5.7%	—
ドミニカ国				75	21.9%	—			12.5%	—		9.4%	—
ドミニカ共和国		○	LCQ	79	20.8%	9.4%	○	LCQ	20.8%	9.4%		0.0%	0.0%
グレナダ				30	33.3%	15.4%			13.3%	30.8%		20.0%	-15.4%
ハイチ		○	RS	173	4.2%	0.0%			11.1%	?	★	-6.9%	?
ジャマイカ				135	12.7%	28.6%			13.3%	23.8%		-0.6%	4.8%

地域区分1		OECD加盟	2015.11(※1)				2011.3				増減			
地域区分2			国政におけるクオータ制		IPU順位 (複数国 カウント) ※2	国会議員 (下院/一院 制)の女性 割合	国会議員 (上院)の女 性割合	国政におけるクオータ制		国会議員 (下院/一院 制)の女性 割合	国会議員 (上院)の女 性割合	★新規ク オータ制導 入 ☆種類変更	国会議員 (下院/一 院制)の 女性割合	国会議員 (上院)の 女性割合
国名			有無	種類				有無	種類					
セントクリストファー・ネイビス				129	13.3%	—			6.7%	—		6.6%	—	
セントルシア				108	16.7%	27.3%			11.1%	36.4%		5.6%	-9.1%	
セントビンセント及びグレナディーン諸島				133	13.0%	—			14.3%	—		-1.3%	—	
トリニダード・トバゴ				41	31.0%	32.3%			28.6%	25.8%		2.4%	6.5%	
中米(7か国)			6					6				0		
ベリーズ				174	3.1%	38.5%			0.0%	38.5%		3.1%	0.0%	
コスタリカ		○	LCQ	30	33.3%	—	○	LCQ	38.6%	—		-5.3%	—	
エルサルバドル		○	LCQ	33	32.1%	—	○	VPPQ	19.0%	—	☆	13.1%	—	
グアテマラ		○	VPPQ	/	?	—	○	VPPQ	12.0%	—		?	—	
ホンジュラス		○	LCQ	58	25.8%	—	○	LCQ	18.0%	—		7.8%	—	
ニカラグア		○	LCQ	11	41.3%	—	○	VPPQ	20.7%	—	☆	20.6%	—	
パナマ		○	LCQ	98	18.3%	—	○	LCQ	8.5%	—		9.8%	—	
北米(3か国)			2					2				0		
カナダ		●	○	VPPQ	58	25.8%	37.3%	○	VPPQ	22.1%	34.4%		3.7%	2.9%
メキシコ		●	○	LCQ	7	42.4%	33.6%	○	LCQ	26.2%	22.7%		16.2%	10.9%
米国		●			94	19.4%	20.0%			16.8%	17.0%		2.6%	3.0%
南米(12か国)			10					9				1		
アルゼンチン		○	LCQ	/	?	?	○	LCQ	38.5%	35.2%		?	?	
ボリビア		○	LCQ	2	53.1%	47.2%	○	LCQ	25.4%	47.2%		27.7%	0.0%	
ブラジル		○	LCQ	152	9.9%	16.0%	○	LCQ	8.6%	16.0%		1.3%	0.0%	
チリ		●	○	VPPQ	119	15.8%	15.8%	○	VPPQ	14.2%	13.2%		1.6%	2.6%
コロンビア		○	LCQ	90	19.9%	22.5%			12.7%	15.7%	★	7.2%	6.8%	
エクアドル		○	LCQ	9	41.6%	—	○	LCQ	32.3%	—		9.3%	—	
ガイアナ		○	LCQ	45	30.4%	—	○	LCQ	30.0%	—		0.4%	—	
パラグアイ		○	LCQ	121	15.0%	20.0%	○	LCQ	12.5%	15.6%		2.5%	4.4%	
ペルー		○	LCQ	73	22.3%	—	○	LCQ	27.5%	—		-5.2%	—	
スリナム				63	25.5%	—			9.8%	—		15.7%	—	
ウルグアイ		○	LCQ	115	16.2%	29.0%	○	LCQ	15.2%	12.9%		1.0%	16.1%	
ベネズエラ				106	17.0%	—			17.0%	—		0.0%	—	
アジア(41か国)			16					13				3		
東アジア(5か国)			3					1				2		
中国		○	RS	71	23.6%	—			21.3%	—	★	2.3%	—	
北朝鮮				112	16.3%	—			15.6%	—		0.7%	—	
日本		●		153	9.5%	15.7%			11.3%	18.2%		-1.8%	-2.5%	
モンゴル		○	LCQ	123	14.5%	—			3.9%	—	★	10.6%	—	
韓国		●	○	LCQ	112	16.3%	—	○	LCQ	14.7%	—	1.6%	—	
中央アジア(5か国)			2					2				0		
カザフスタン				56	26.2%	6.4%			17.8%	4.3%		8.4%	2.1%	
キルギスタン		○	LCQ	95	19.2%	—	○	RS	23.3%	—	☆	-4.1%	—	
タジキスタン				96	19.0%	6.3%			19.0%	14.7%		0.0%	-8.4%	
トルクメニスタン				58	25.8%	—			16.8%	—		9.0%	—	
ウズベキスタン		○	LCQ	116	16.0%	17.0%	○	LCQ	22.0%	15.0%		-6.0%	2.0%	
中東(13か国)			4					3				1		
バーレーン				161	7.5%	22.5%			2.5%	27.5%		5.0%	-5.0%	
イラン				174	3.1%	—			2.8%	—		0.3%	—	
イラク		○	RS	54	26.5%	—	○	LCQ	25.2%	—	☆	1.3%	—	
イスラエル		●	○	VPPQ	58	25.8%	—	○	VPPQ	19.2%	—	6.6%	—	
ヨルダン		○	RS	142	12.0%	10.7%	○	RS	10.8%	15.0%		1.2%	-4.3%	
クウェート				181	1.5%	—			7.7%	—		-6.2%	—	
レバノン				174	3.1%	—			3.1%	—		0.0%	—	
オマーン				182	1.2%	18.1%			0.0%	19.4%		1.2%	-1.3%	
カタール				183	0.0%	—			0.0%	—		0.0%	—	
サウジアラビア		○	RS	90	19.9%	—			0.0%	—	★	19.9%	—	
シリア				139	12.4%	—			12.4%	—		0.0%	—	
アラブ首長国連邦				103	17.5%	—			22.5%	—		-5.0%	—	
イエメン				183	0.0%	1.8%			0.3%	1.8%		-0.3%	0.0%	
南アジア(8か国)			4					4				0		
アフガニスタン		○	RS	49	27.7%	17.6%	○	RS	27.7%	27.5%		0.0%	-9.9%	
バングラデシュ		○	RS	87	20.0%	—	○	RS	18.6%	—		1.4%	—	
ブータン				160	8.5%	8.0%			8.5%	24.0%		0.0%	-16.0%	
インド				142	12.0%	12.8%			10.8%	10.3%		1.2%	2.5%	
モルディブ				169	5.9%	—			6.5%	—		-0.6%	—	
ネパール		○	LCQ	46	29.5%	—	○	LCQ	33.2%	—		-3.7%	—	
パキスタン		○	RS	83	20.6%	18.3%	○	RS	22.2%	17.0%		-1.6%	1.3%	
スリランカ				172	4.9%	—			5.3%	—		-0.4%	—	
東南アジア(10か国)			3					3				0		
ブルネイ				/	?	?								
カンボジア				86	20.3%	16.4%			21.1%	14.8%		-0.8%	1.6%	
インドネシア		○	LCQ	105	17.1%	—	○	LCQ	18.0%	—		-0.9%	—	
ラオス				65	25.0%	—			25.2%	—		-0.2%	—	
マレーシア				150	10.4%	23.1%			9.9%	28.1%		0.5%	-5.0%	
ミャンマー				165	6.2%	1.9%			4.3%	3.6%		1.9%	-1.7%	
フィリピン		○	VPPQ	52	27.2%	25.0%	○	VPPQ	22.1%	13.0%		5.1%	12.0%	

地域区分1		OECD加盟	2015.11(※1)				2011.3				増減				
地域区分2			国政におけるクオーター制		IPU順位(複数国カウント)※2	国会議員(下院/一院制)の女性割合	国会議員(上院)の女性割合	国政におけるクオーター制		国会議員(下院/一院制)の女性割合	国会議員(上院)の女性割合	★新規クオーター制導入 ☆種類変更	国会議員(下院/一院制)の女性割合	国会議員(上院)の女性割合	
国名			有無	種類				有無	種類						
	シンガポール			69	23.9%	—			23.4%	—		0.5%	—		
	タイ		○ VPPQ	167	6.1%	—	○	VPPQ	13.3%	16.0%		-7.2%	—		
	ベトナム			67	24.3%	—			25.8%	—		-1.5%	—		
欧州(48か国)				34				30				4			
	アルバニア		○ LCQ	82	20.7%	—	○	LCQ	16.4%	—		4.3%	—		
	アンドラ			17	39.3%	—			35.7%	—		3.6%	—		
	アルメニア		○ LCQ	149	10.7%	—	○	LCQ	9.2%	—		1.5%	—		
	オーストリア	●	○ VPPQ	43	30.6%	29.5%	○	VPPQ	27.9%	29.5%		2.7%	0.0%		
	アゼルバイジャン			120	15.6%	—			16.0%	—		-0.4%	—		
	ベラルーシ			51	27.3%	32.8%			31.8%	32.8%		-4.5%	0.0%		
	ベルギー	●	○ LCQ	17	39.3%	50.0%	○	LCQ	39.3%	36.6%		0.0%	13.4%		
	ボスニア・ヘルツェゴビナ		○ LCQ	78	21.4%	13.3%	○	LCQ	16.7%	13.3%		4.7%	0.0%		
	ブルガリア			85	20.4%	—			20.8%	—		-0.4%	—		
	クロアチア		○ LCQ	58	25.8%	—	○	VPPQ	23.5%	—	☆	2.3%	—		
	キプロス		○ VPPQ	138	12.5%	—	○	VPPQ	12.5%	—		0.0%	—		
	チェコ	●	○ VPPQ	87	20.0%	18.5%	○	VPPQ	22.0%	18.5%		-2.0%	0.0%		
	デンマーク	●		21	37.4%	—			38.0%	—		-0.6%	—		
	エストニア	●		70	23.8%	—			?	—		?	—		
	フィンランド	●		10	41.5%	—			40.0%	—		1.5%	—		
	フランス	●	○ LCQ	56	26.2%	25.0%	○	LCQ	18.9%	21.9%		7.3%	3.1%		
	ジョージア		○ ※3	145	11.3%	—			6.5%	—	★	4.8%	—		
	ドイツ	●	○ VPPQ	25	36.5%	40.6%	○	VPPQ	32.8%	21.7%		3.7%	18.9%		
	ギリシャ	●	○ LCQ	92	19.7%	—	○	VPPQ	17.3%	—	☆	2.4%	—		
	ハンガリー	●	○ VPPQ	151	10.1%	—	○	VPPQ	9.1%	—		1.0%	—		
	アイスランド	●	○ VPPQ	11	41.3%	—	○	VPPQ	42.9%	—		-1.6%	—		
	アイルランド	●	○ LCQ	112	16.3%	30.0%			15.1%	22.0%	★	1.2%	8.0%		
	イタリア	●	○ VPPQ	41	31.0%	28.3%	○	VPPQ	21.3%	18.4%		9.7%	9.9%		
	ラトビア			100	18.0%	—			20.0%	—		-2.0%	—		
	リヒテンシュタイン			87	20.0%	—			24.0%	—		-4.0%	—		
	リトアニア		○ VPPQ	72	23.4%	—	○	VPPQ	19.1%	—		4.3%	—		
	ルクセンブルク	●	○ VPPQ	48	28.3%	—	○	VPPQ	20.0%	—		8.3%	—		
	マルタ		○ VPPQ	134	12.9%	—	○	VPPQ	8.7%	—		4.2%	—		
	モナコ			79	20.8%	—			26.1%	—		-5.3%	—		
	モンテネグロ		○ LCQ	104	17.3%	—			11.1%	—	★	6.2%	—		
	オランダ	●	○ VPPQ	22	37.3%	34.7%	○	VPPQ	39.3%	34.7%		-2.0%	0.0%		
	ノルウェー	●	○ VPPQ	15	39.6%	—	○	VPPQ	39.6%	—		0.0%	—		
	ポーランド	●	○ LCQ	50	27.4%	13.0%	○	LCQ	20.0%	8.0%		7.4%	5.0%		
	ポルトガル	●	○ LCQ	38	31.3%	—	○	LCQ	27.4%	—		3.9%	—		
	モルドバ			77	21.8%	—			18.8%	—		3.0%	—		
	ルーマニア		○ VPPQ	126	13.7%	7.7%	○	VPPQ	11.4%	5.8%		2.3%	1.9%		
	ロシア			128	13.6%	17.1%			14.0%	4.7%		-0.4%	12.4%		
	サンマリノ			108	16.7%	—			16.7%	—		0.0%	—		
	セルビア		○ LCQ	29	34.0%	—	○	LCQ	21.6%	—		12.4%	—		
	スロバキア	●	○ VPPQ	97	18.7%	—	○	VPPQ	16.0%	—		2.7%	—		
	スロベニア	●	○ LCQ	24	36.7%	7.5%	○	LCQ	14.4%	2.5%		22.3%	5.0%		
	スペイン	●	○ LCQ	14	41.1%	33.8%	○	LCQ	36.6%	32.3%		4.5%	1.5%		
	スウェーデン	●	○ VPPQ	5	43.6%	—	○	VPPQ	45.0%	—		-1.4%	—		
	スイス	●	○ VPPQ	34	32.0%	19.6%	○	VPPQ	29.0%	21.7%		3.0%	-2.1%		
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		○ LCQ	30	33.3%	—	○	LCQ	32.5%	—		0.8%	—		
	トルコ	●	○ VPPQ	101	17.8%	—			9.1%	—	★	8.7%	—		
	ウクライナ			141	12.1%	—			8.0%	—		4.1%	—		
	英国	●	○ VPPQ	47	29.4%	24.6%	○	VPPQ	22.0%	20.1%		7.4%	4.5%		
大洋州(15か国)				4				2				2			
	オーストラリア	●	○ VPPQ	53	26.7%	38.2%	○	VPPQ	24.7%	35.5%		2.0%	2.7%		
	ミクロネシア連邦			183	0.0%	—			0.0%	—		0.0%	—		
	フィジー			116	16.0%	—			—	—		?	?		
	キリバス			159	8.7%	—			4.3%	—		4.4%	—		
	マーシャル諸島			177	3.0%	—			3.0%	—		0.0%	—		
	ナウル			171	5.3%	—			0.0%	—		5.3%	—		
	ニュージーランド	●		37	31.4%	—			33.6%	—		-2.2%	—		
	パラオ			183	0.0%	23.1%			0.0%	15.4%		0.0%	7.7%		
	バブアニューギニア			179	2.7%	—			0.9%	—		1.8%	—		
	サモア		○ RS	167	6.1%	—			4.1%	—	★	2.0%	—		
	ソロモン諸島		○ LCQ	180	2.0%	—			0.0%	—	★	2.0%	—		
	東ティモール		○ LCQ	20	38.5%	—	○	LCQ	29.2%	—		9.3%	—		
	トンガ			183	0.0%	—			3.6%	—		-3.6%	—		
	ツバル			164	6.7%	—			0.0%	—		6.7%	—		
	バヌアツ			183	0.0%	—			3.8%	—		-3.8%	—		
合計/平均				112		20.6%		22.2%	87		17.5%	20.8%	25	3.1%	2.3%

※1…国政におけるクオーター制の有無及び種類は、クオーター・プロジェクト(2015年12月5日アクセス)より ※2…IPUによる女性国会議員(下院/一院)割合ランキングの順位。ただし、IPUでは同順位の国が複数あっても次の順位をその国の数だけ下げる処理をしていないが、ここではこれを行い順位を数えなおした
 ※3…政党交付金上乗せによるインセンティブ方式(Supplementary public funding incentives)

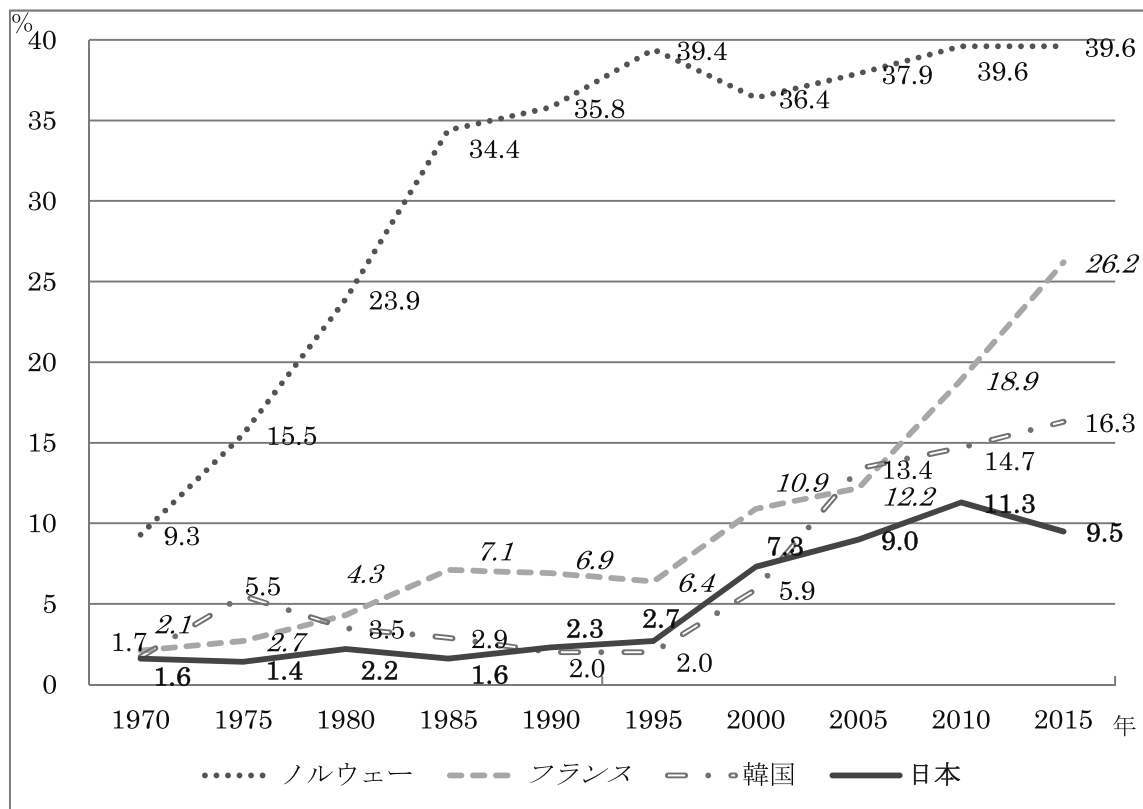
(内閣府『平成23年版男女共同参画白書』、IPU「Women in Parliaments」、クオーター・プロジェクト「Country overview」より、かなテラス作成)

3. 各国における政治分野への女性の参画の現状とクオータ制の導入経緯等

ここでは、政治分野へのクオータ制の導入が各国にどういった影響を及ぼしたのか、また導入の経緯等について、ノルウェー、フランス、韓国の事例を見てみることにする。

3か国のうち、ノルウェーは、世界に先駆けて1970年代にクオータ制を取り入れた国である。フランスは、「パリテ(p36 参照)」という言葉を用い、憲法を改正したうえで議会等の様々な意思決定の場における男女同数を推進している国である。韓国は、隣国であり、伝統的に家父長制の強い国でありながらクオータ制を導入し、女性議員割合において日本を抜いている。なお、これらの国と日本との女性議員割合の推移は図2-4のようになっている。また、第1章でも見たように、2015年11月現在、日本の国会議員（下院）に占める女性割合は9.5%で、国会議員の女性割合ランキングで世界153位である²³。また2015年のジェンダーギャップ指数の政治分野では104位、総合では101位である²⁴。

◆図2-4【ノルウェー、フランス、韓国、日本の国会議員（下院・1院）に占める女性割合の推移】



(備考) 平成23年版男女共同参画白書及びIPU資料より、かなテラス作成

²³ IPU (<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif011115.htm>) ※資料編-資料I参照

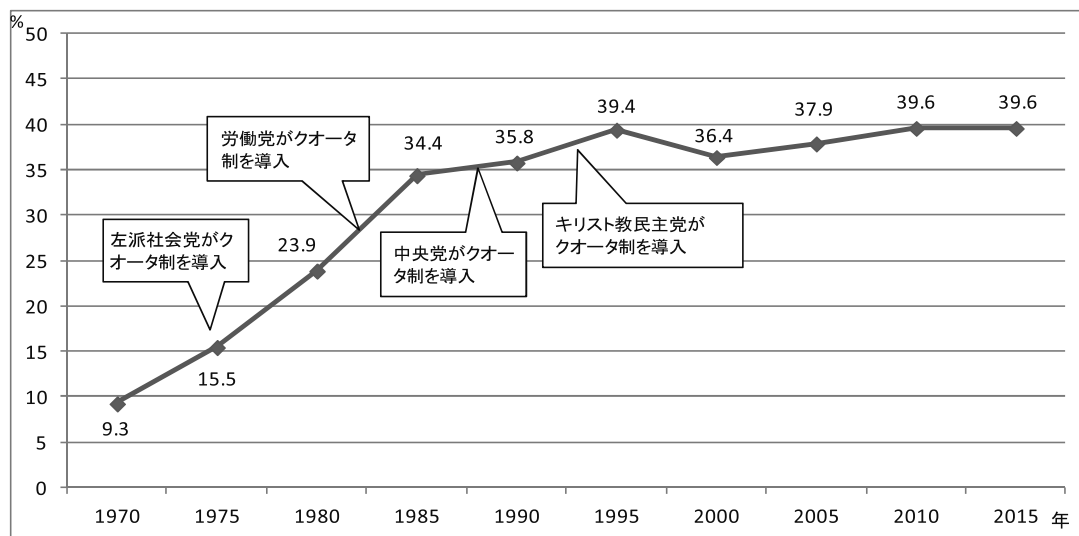
²⁴ 世界経済フォーラム(2015)『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2015』pp.212-213, <http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf>、※資料編-資料II参照

(1) ノルウェー

ア. 政治分野への女性の参画の現状とクオータ制

2015年11月現在、ノルウェーの国会議員（一院制）に占める女性割合は39.6%で、国会議員の女性割合の順位は世界15位である²³。2015年のジェンダーギャップ指数の政治分野では3位、総合ではアイスランドに次いで2位と、男女平等が幅広い分野で進んでいる国である²⁵。

◆図2-5【ノルウェーの国会議員に占める女性割合の推移】



(備考) 平成23年版男女共同参画白書及びUPU資料より、かなテラス作成

政治分野においては、世界に先駆けて1974年に自由党がクオータを党組織に導入し²⁶、1975年には左派社会党が選挙の候補者名簿における男女割合をそれぞれ40%以上とするクオータ制を導入した²⁷。労働党などのその他の政党もこれに続き、主要政党全てが自主的なクオータ制を導入している²⁸。これらの政治分野のクオータ制は、法的な根拠を持たない「政党による自発的クオータ (VPPQ)」にあたる。

1981年にはグロ・ハーレム・ブルントラントが初の女性首相に就任したほか、1986年のブルントラント内閣以降、女性が閣僚の4割を下回ったことはなく²⁹、2015年1月時点でも18名中9人が女性大臣となっている³⁰。

²⁵ 世界経済フォーラム(2015)『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2015』pp.282-283, <http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf>、※資料編-資料II参照

²⁶ 内閣府男女共同参画局(2009)『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—』p.93

²⁷ 内閣府男女共同参画局『平成23年版男女共同参画白書』p.10

²⁸ 在ノルウェー日本大使館(2010)『ノルウェーにおける男女平等政策』http://www.no.emb-japan.go.jp/Japanese/Nikokukan/nikokukan_files/danjyobyoudou.pdf

²⁹ 内閣府男女共同参画局(2009)『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—』p.95

³⁰ 在ノルウェー日本大使館『ノルウェー女性政策』2015年1月, <http://www.no.emb-japan.go.jp/files/000064543.pdf>

2005 年には、地方自治法の改正により、県議会と基礎自治体の議会の男女比も両性ともに 4 割以上とすることが義務付けられている³¹。2015 年 1 月現在、全市長 429 人中 2 割強の 96 人が女性市長である³⁰。

イ. クォータ制導入の経緯

ノルウェーでは、女性の社会進出が本格化した 1960 年代前後から、女性運動が「左派政党に接近し、政党内部から政治的権利を拡張することに力を注ぎ、「女性団体の高い組織力に支えられた女性活動家たちは、政党に歓迎され、政界に進出した」（三浦・衛藤 2014, p. 28）ことから、党内における女性議員の発言力が増し、政党による自発的なクォータ制が広がった。^{32 33}

こうした女性の社会進出の背景には、ノルウェーでは伝統的に女性解放運動が盛んであったほか、労働力不足を補うために、移民と並んで女性の労働力が不可欠であったという実質的な理由もあったとされる²⁸。

ウ. 関連の取組

男女平等に関する法的な基盤としては、1978 年に男女平等法が制定されている²⁸。1988 年の改正では、審議会などでも両性が 4 割以上となるよう、クォータの規定が盛り込まれた³⁴。

またノルウェーでは、育児休暇制度や保育制度の充実も重点政策となっているが、1993 年には父親の 4 週間の育児休暇制度である「パパ・クォータ」が導入され、導入 5 年後には約 8 割の男性が休暇を取得している。その後、育児休暇期間は 10 週間に延長されている。³⁰

また株式会社法の規定により、株式市場に上場している企業に対して、取締役の性別が両性 4 割以上とする「企業取締役女性クォータ」も 2008 年に完全施行している。

◆ノルウェーでのクォータ制等に係る動き

- ・1974 年 自由党が初めて党組織にクォータ制を導入、女性党首誕生
- ・1975 年 左派社会党が候補者のクォータ制導入（候補者名簿の男女比率を各 40%以上）
- ・1978 年 男女平等法制定
- ・1981 年 初の女性首相が就任
- ・1983 年 労働党がクォータ制導入（候補者名簿の男女比率を各 50%、かつ上位 2 名には両性を含む）
- ・1988 年 男女平等法改正（審議会等の構成比率を両性 40%以上とするよう規定）
- ・1989 年 中央党がクォータ制導入（候補者名簿の男女比率を各 40%以上）
- ・1993 年 キリスト教民主党がクォータ制導入（候補者名簿の男女比率を各 40%以上）
- ・1993 年 育児休暇の一定期間を父親に割り当てる「パパ・クォータ制度」導入
- ・2005 年 地方自治法改正（議会の男女の構成比率を各 40%以上と義務化）
- ・2008 年 株式会社法完全施行（上場企業の取締役の男女比率を各 40%以上）

³¹ 内閣府男女共同参画局(2009)「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—」p. 68

³² 三浦・衛藤(2014)『なぜクォータが必要なのか—比較研究の知見から』, 三浦・衛藤編著『ジェンダー・クォータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』, 明石書店, pp. 27-29

³³ 衛藤(2007)「女性の過少代表とクォータ制度—特定集団の政治的優先枠に関する考察」, 『法学志林』, 104(4), p. 9

³⁴ 内閣府男女共同参画局(2009)『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—』p. 57

なお、ノルウェーの取締役は基本的に外部取締役である。³⁰

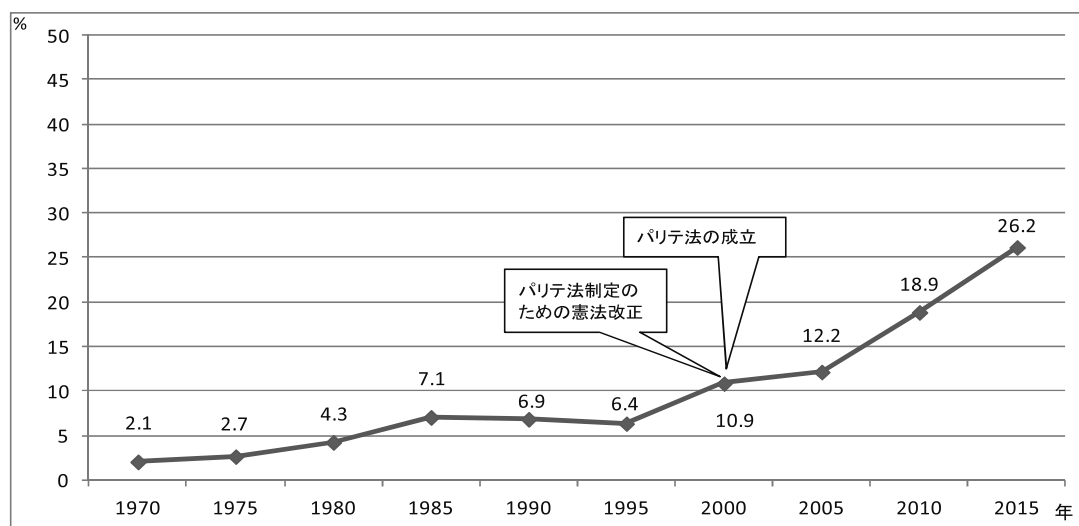
このように、ノルウェーでは、国政で政党が自主的にクォータ制を取り入れたほか、地方議会、審議会や育児休暇制度、企業役員についてはクォータ制が制度化され、性別により割り当てるといった手法が浸透している。

(2) フランス

ア. 政治分野への女性の参画の現状とクォータ制

2015年11月現在、フランスの国会議員（下院）に占める女性割合は26.2%で、国会議員に占める女性割合の順位は世界56位である²³。2015年のジェンダーギャップ指数の政治分野においては19位、総合では15位となっている³⁵。

◆図 2-6 【フランスの国会議員（下院）に占める女性割合の推移】



(備考) 平成 23 年版男女共同参画白書及び UPU 資料より、かなテラス作成

フランスでは、1999年に、政治分野でのポジティブ・アクションを可能にするための憲法改正法が成立し、これを受けて2000年に「パリテ法」が成立、選挙における男女同数候補制が規定された。この法律は、国会の他、地域圏、県、市町村の各議会選挙及びEU議会選挙も対象とし、比例代表選挙では候補者名簿への男女交互登載（ジッパー方式）を政党に義務付け、小選挙区選挙では違反した場合の政党助成金の減額等を規定している。³⁶これらの取組は、法的な根拠を持つ「候補者クォータ制（LCQ）」にあたる。

日本の衆議院にあたる国民議会は、小選挙区制であるためパリテ法の強制力が弱い

³⁵ 世界経済フォーラム(2015)『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2015』pp.174-175, <http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf>, ※資料編-資料II参照

³⁶ 石田(2013)「パリテ法—政治の男女平等はどこまで進んだか」, 石田・井上・神尾・中嶋編著『フランスのワーク・ライフ・バランス—男女平等政策入門:EU、フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス, pp.P203-208

ことから、これを高めるため、違反した政党の助成金減額率を高めるなどの改正が行われている³⁶。また、2013年制定の地方制度改革法により、2015年3月には県議会選挙において「男女ペア選挙」が実施された³⁷。これらパリテ法及び関連法の効果により、各議会での男性率は、図2-7のように変化した。特にジッパー方式や男女ペア選挙を実施した議会では、男女比がほぼ半々となっていることが分かる。

2012年5月には、オランダ大統領の選挙公約に基づき、閣僚が男女それぞれ17名という初の「パリテ内閣（男女同数内閣）」も発足している³⁸。

◆図2-7【パリテ法施行後の各議会の男性割合の変化】

	選挙制度	パリテ推進手法	パリテ法施行前		パリテ法施行後	
			選出年	男性率(%)	選出年	男性率(%)
欧州議会	比例	ジッパー方式	1999	59.8	2009	55.6
国民議会	小選挙区	助成金減額	1997	89.1	2012	73.1
地域圏議会	比例	ジッパー方式	1998	72.5	2010	52.4
県議会	小選挙区	男女ペア選挙	2001	90.8	2015	50.5
市町村議会 (人口3500人以上)	比例	ジッパー方式	1995	78.3	2008	51.5

(備考) 石田(2013)³⁶P206 図表3-2-2-aを元に、2015年の選挙結果について石田(2015)³⁹より補足し、かなテラス作成

ことば：パリテ

フランス語の「parité」をカタカナにした言葉。しばしば「男女同数」と和訳される。語源は後期ラテン語の「等しい」「類似した」を意味するパリタス(paritas)で、2つのものの間の類似性を示す言葉である。1990年代初頭より、フランスで、議会などの政治的意思決定の場への男女の平等参加の意味で用いられるようになった。政治のみならず経済その他あらゆる領域の意思決定の場への男女の平等参加、そのための公共政策なども示す言葉となっている。(石田(2014)「フランス共和国とパリテ」、『ジェンダー・クォータ』、三浦・衛藤編著、明石書店、p93)より一部引用)

イ. パリテ導入の経緯⁴⁰

フランスでは憲法改正を経てパリテ法が制定されたが、その前段階として、1982年に市町村議会選挙法への25%クォータ制が違憲と判断されている。この背景には、フランス共和国の普遍主義、国民主権の不可分性があった⁴¹が、一方で、EU各国の中でも特に女性の政治参加が少ない状況にあった。

1990年代には、こうした現状を変えようとフェミニストたちが精力的に運動を行ったほか、国連やEUからの勧告等の外圧もあった。さらにこうした動きを政権復帰の足がかりの一つとした政治勢力の存在などが互いに影響しあい、憲法改正に至った。

³⁷ 石田(2013)「パリテ法—政治の男女平等はどこまで進んだか」、石田・井上・神尾・中嶋編著『フランスのワーク・ライフ・バランス—男女平等政策入門：EU、フランスから日本へ』、パド・ウィメンズ・オフィス、pp.207-208／「男女ペア選挙」とは、男性候補者と女性候補者がペアになって立候補し、共に選挙活動を行い、投票もペアに対して行う選挙制度。

³⁸ 服部(2012)「【フランス】オランダ新大統領の政策課題」、『外国の立法』、2012.7

³⁹ 石田(2015)「フランス県議会選挙に導入された男女ペア制度」、『女たちの21世紀』、No.83、p.50

⁴⁰ 石田(2013)「EUの男女機会平等政策とフランスのパリテ」、石田・井上・神尾・中嶋編著『フランスのワーク・ライフ・バランス—男女平等政策入門：EU、フランスから日本へ』、パド・ウィメンズ・オフィス、pp.198-203

⁴¹ 普遍主義、国民主権の不可分性については、本報告書第3章4石田氏インタビュー、p.54参照

特にフランスの女性運動では、社会的なマイノリティに対する差別是正策であるクオータ制とは異なり、パリテが「民主主義の成立条件の一つであることが強調された」（石田 2013, pp. 200-201）。また様々な女性団体が、男女同数議会の実現のために一致して運動を進め、全国紙であるル・モンド紙に意見広告を出すなどの手法を採ったこともアピール力があった。こうしたことが功を奏したのではないかと分析される。⁴²

ウ. 関連の取組

フランスでは、2008年に再度憲法が改正され、政治のみならず行政・企業・組合等における責任ある地位に対しても、男女平等促進のためのポジティブ・アクションを採ることが求められた。これを受けて2011年には企業に対する法律（取締役クオータ法）が、2012年には公務員に対する法律が成立している。前者では2017年までに取締役会・監査役会の女性比率を40%にすることが義務付けられ、後者では上級公務員職の任命において2018年までに段階的な40%達成などが盛り込まれている。⁴³

このように、フランスでは、憲法を根拠に、実質的には50%のクオータ制とも言えるパリテが政治分野で進められ、これに続き企業取締役等においても40%のクオータ制が進められており、様々な場面の男女共同参画が推進されている。

◆フランスでのパリテ等に係る動き

- ・1982年 市町村議会へのクオータ制が違憲の判断を受ける
- ・1992年 欧州ネットアテネ会議、宣言
- ・1992年 『自由、平等、パリテ』の出版
- ・1993年 ル・モンド紙に意見広告
- ・1996年 EU理事会が各国に、政策決定過程の男女平等のための措置を勧告
- ・1999年 憲法改正（政治分野のポジティブ・アクションが可能に）
- ・2000年 パリテ法成立
- ・2008年 憲法改正（政治分野以外でのポジティブ・アクションが可能に）
- ・2011年 取締役クオータ法成立
- ・2012年 公務員職の規定に関する法律成立
- ・2012年 男女同数内閣誕生
- ・2015年 県議会で男女ペア選挙実施

(3) 韓国

ア. 政治分野への女性の参画の現状とクオータ制

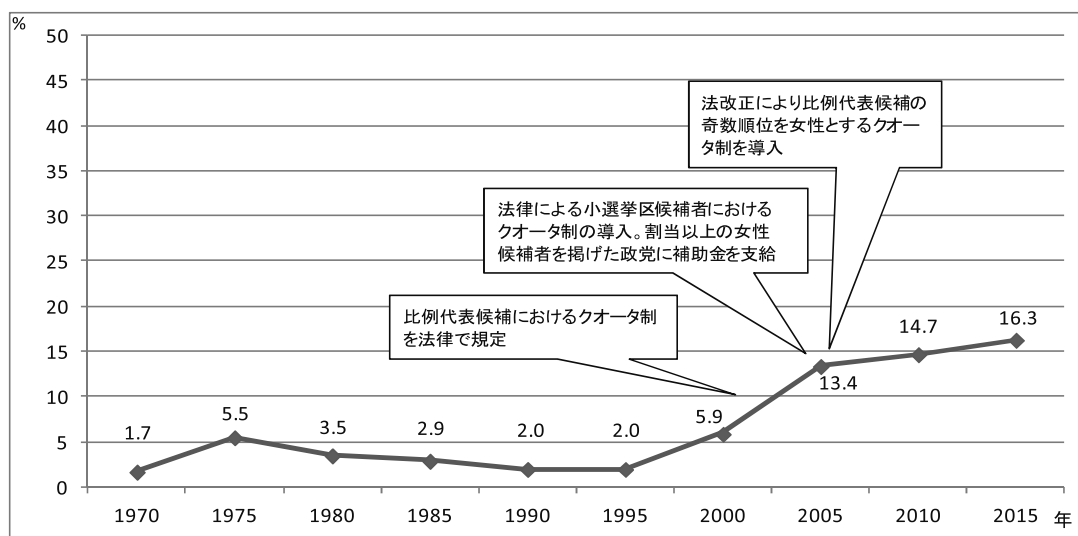
2015年11月現在、韓国の国会議員（一院制）に占める女性割合は16.3%で、国会議員に占める女性割合の順位は世界112位である²³。2015年のジェンダーギャップ指数の政治分野においては101位、総合では115位となっている⁴⁴

⁴² 本報告書第3章4 石田氏インタビュー, p. 56 参照

⁴³ 石田(2013)「企業のパリテ、公務員職のパリテ」, 石田・井上・神尾・中嶋編著『フランスのワーク・ライフ・バランス—男女平等政策入門: EU、フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス, pp. 211-214

⁴⁴ 世界経済フォーラム(2015)『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2015』pp. 220-221, <http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf>, ※資料編-資料II参照

◆図 2-8 【韓国の国会議員に占める女性割合の推移】



(備考) 平成 23 年版男女共同参画白書及び UPU 資料より、かなテラス作成

韓国では、2000 年の政党法の改正により、候補者クォータ制が初めて制度化され、2002 年と 2004 年の政治関連法の改正等により、国会と地方議会に対するクォータ制の基盤が整えられた。⁴⁵

内容は、比例代表選挙と小選挙区選挙のそれぞれに候補者クォータ制の規定を設けるもので、前者については名簿の奇数順に女性を配置するジッパー方式による 50%クォータ制を義務付けている。後者については 30%クォータ制を努力義務とし、達成した政党へ補助金を追加支給するインセンティブ制度となっている。小選挙区へのクォータ制の強制力は弱い、国会における議席数は比例が 2 割、小選挙区が 8 割と偏っていることなど、いまだ不十分な制度であるとの批判もあるものの、クォータ制導入後には女性議員がゆるやかに増加している。これらの取組みは、法的な根拠を持つ「候補者クォータ制 (LCQ)」にあたるが、フランスとは異なり、憲法によらず政治関連三法 (政党法、公職選挙法、政治資金法) で規定している。⁴⁶

また 2012 年には直接選挙により朴槿恵が初の女性大統領に就任した。一方で、クォータ制の規制が及ばない閣僚への女性の登用は進んでおらず⁴⁷、ジェンダーギャップ指数を下げる一因となっている⁴⁸。

⁴⁵ 申 (2014) 「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」、三浦・衛藤編著『ジェンダー・クォータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』, 明石書店, p. 148

⁴⁶ 申 (2014) 「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」、三浦・衛藤編著『ジェンダー・クォータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』, 明石書店, pp. 147-168

⁴⁷ 本報告書第 3 章 5 申氏インタビュー, p. 60

⁴⁸ 韓国の政治分野のジェンダー・ギャップの各指標 (国会議員に占める女性比率・女性閣僚の比率・最近 50 年の女性国家元首の在任年数) の順位及び指数は、2014 年には各 91 位 (0.19)、94 位 (0.13)、39 位 (0.05) であったのが、2015 年には各 94 位 (0.20)、130 位 (0.06)、31 位 (0.07) と、特に女性閣僚の比率で順位及び指数を下けている。(世界経済フォーラム (2014) 『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2014』 pp. 228-229、世界経済フォーラム (2015) 『グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2015』 pp. 220-221 (※資料編-資料 II 参照))

イ. クォータ制導入の経緯⁴⁶

韓国では 2000 年代にクォータの制度化が実現したが、この前提として、韓国は 1987 年に民主化され、1991 年に地方自治が始まった。民主化とその後の政治・行政改革という大きな変化のタイミングで、市民社会が成熟する過程で、女性団体による「割当制導入のための女性連帯」が結成され、クォータ制の導入を強く求めた。「女性連帯は 94 年からクォータが制度化された 2000 年頃まで活動し、クォータ導入に最も重要な役割を果たした」（申 2014, p. 152）とされる。

韓国の女性運動はまた、自ら候補者を発掘・推薦する運動を並行して行い、政治の場に女性を送り込んだ。「落薦・落選運動」にも積極的に参加し、ジェンダー・バッシングを行った議員のリストの発表も行った。政党の女性委員会と協力し政策形成過程にも影響を及ぼすなど、政治に強く働き掛けた。こうした女性運動の力強い運動により、韓国のクォータ制は実現した。⁴⁹

◆韓国でのクォータ制等に係る動き

- ・1987 年 民主化
- ・1991 年 地方自治が始まる
- ・1994 年 「割当制導入のための女性連帯」結成
- ・1995 年 女性発展基本法策定
- ・1997 年 直接選挙での初の政権交代
- ・2000 年 政党法改正（候補者クォータが初めて制度化）
- ・2002 年 政治関連法等改正（地方選挙における、比例への 50%クォータの導入、小選挙区の 30%クォータとインセンティブ方式）
- ・2004 年 政治関連法等改正（国政選挙における、比例への 50%クォータの導入、小選挙区の 30%クォータとインセンティブ方式）
- ・2005 年 国政・地方ともに比例名簿の順位の奇数を女性とすることを義務化
- ・2006 年 企業等に対する積極的雇用改善措置制度の導入
- ・2013 年 朴槿恵大統領就任

ウ. 関連の取組

韓国では、「2005 年 12 月の男女雇用平等法改正により、2006 年 3 月 1 日以降、企業等に女性の活躍に向けた積極的措置を義務付ける制度（積極的雇用改善措置）が導入されている」（大嶋 2015, p. 3）。この制度では、500 人以上を常時雇用する企業や政府系機関に対し、職階別等の男女労働者数の現状報告を行政機関に提出する事が求められ、女性管理職割合などが基準に達していない場合には、改善のための計画書や報告書の提出が求められる。また基準を満たし、優秀企業と認定されれば、政府の入札時の優遇等のインセンティブが付与される。この制度が「導入された 2006 年から 2013 年にかけて、韓国の管理職に占める女性の割合は 10.2%から 17.0%まで着実に上昇して」（大嶋 2015, p. 4）いる。⁵⁰ この制度にはクォータという名前はついていないものの、女性管理職割合を一定基準まで引き上げる効果が見込まれる。

このように、韓国では、政治関連三法による政治分野でのクォータ制度実施に加えて、企業等に対しても、意思決定過程への女性の参画を高めるような措置が実施されている。

⁴⁹ 本報告書第 3 章 5 申氏インタビュー, p. 59 参照

⁵⁰ 大嶋(2015)『みずほインサイト：女性活躍推進法案の課題—韓国・ドイツの制度との比較を踏まえた検討』, みずほ総合研究所, pp. 3-4

第2章のまとめ（ポイント）

1. 政策・方針決定過程への女性の参画とクオータ制

○世界の女性議員拡大の要因としてのクオータ制

- ・世界の国会の「女性議員割合」は、2005年16.3%から2015年22.9%へと着実に増加しているが、日本は同期間9.0%から9.5%と低い水準のまま。
- ・平成23年版男女共同参画白書では、諸外国の増加は、社会的状況の変化のほか、ポジティブ・アクション導入（クオータ制の導入）が要因と分析。

○クオータ制の種類と導入状況

- ・①法的に議席割当を行う「議席割当制」（23か国導入）、②候補者名簿の女性割合を法的に定める「候補者クオータ制」（53か国導入）、③政党が党規則等に候補者割合を定める「政党による自発的クオータ制」（35か国導入）がある。計112か国が導入済み*。
- ・1970年代北欧諸国における左派政党の自発的クオータ制採用がきっかけ。
- ・1979年「女子差別撤廃条約」（日本批准1985年）は、男女の事実上の平等促進のための暫定的特別措置は差別と解してはならない（逆差別に当たらない）、と規定。
- ・1980年代に欧州に拡大、1990年代以降世界に拡大。2015年現在、OECD加盟国34か国中28か国（82.4%）が導入済み（「政党による自発的クオータ制」18か国、「候補者クオータ制」10か国）。OECDの女性議員割合（下院）の平均値は28.5%だが、日本は9.5%で最下位。

○クオータ制の効果

- ・女性議員割合（2015年）は、クオータ制「未導入国」平均15.1%に対し、「導入国」平均24.6%。10ポイント近く上回る。
- ・過去約5年間に「新規にクオータ制を導入」した25か国の女性議員割合上昇は5.6ポイント。未導入国平均の1.5ポイント上昇を大きく上回っている。

○先行事例（参考とした3か国）のクオータ制導入経緯等

①ノルウェー

- ・世界に先駆けて政党による自主的的制度導入が進んだ事例。

* うち1か国（ジョージア）は、①～③には分類されていないが、「政党交付金上乗せによるインセンティブ方式」を導入

- ・自由党（1974年）、左派社会党、労働党、中央党、キリスト教民主党へと拡大普及（その間20年）。女性運動と政党利害が一致した事例。
- ・2005年には、地方自治法による地方議会の男女構成比率40%以上を義務化。
- ・国会議員の女性割合は、1970年9.3%が1985年には34.4%に拡大。

②フランス

- ・普遍的平等主義を超えて、女性への積極的優遇を憲法改正を行って女性参画を促進した事例。
- ・「男女同数候補制」「候補者名簿男女（女男）交互登載制（ジッパー方式）」「男女ペア選挙（投票も男女ペアに対して実施。2013年地方制度改革法により県議会選挙（2015.3）に導入）」「違反に対する政党助成金減額制」などを法制化。
- ・国民議会小選挙区（女性比率26.9%まで改善）以外はほぼ男女同数（女性比率44.4%～49.5%）を実現。

③韓国

- ・憲法改正によらず、法改正により比較的ゆるやかに女性議員拡大を実現した事例。
- ・政党法に「できる規定」（比例代表に女性候補を推薦することができる）を入れたこと（2000年）が皮切り。2002年の法改正により、地方選挙に対する「50%クォータ義務規定（比例代表）」と「30%クォータ制努力義務規定（小選挙区）」を導入。2004年の法改正により、国政に同様のクォータ制を導入。2005年には比例名簿の奇数順位を女性とすることを国政・地方とも義務化。
- ・国会議員の女性割合は、2000年の5.9%から2015年の16.3%へとゆるやかに拡大。